平成２３年（ヨ）第２１号

玄海原子力発電所２号機３号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債 権 者　　味　志　　陽　子，外８９名

債 務 者　　九州電力株式会社

主　張　書　面（9）

２０１４年9月１９日

佐賀地方裁判所　御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

弁護士冠木克彦復代理人

弁護士　谷　　次　　郎

記

1　配管が劣化してひび割れが生じていても発見されず，技術基準を上回る深い傷が発生していても長期にわたって発見されない事態が現に存在することを玄海２号機の余剰抽出系配管におけるひび割れ問題が示している。

2　債務者はこの問題に対して種々主張しているが，それらに対する批判はすでに債権者主張書面（７）及び（８）で述べたとおりである。

原子力発電所の運転は少なくとも技術基準規則を満足しなければ許されないが，本件での深刻な問題は，技術基準を上回る深い傷が発生していても長期にわたって発見されなかったということであり，ここに地震が襲えば簡単に破断することが容易に予測される。このような危険があるにもかかわらず，定期検査で配管の健全性が保たれる保障はなく（現に，本件余剰抽出系配管はその対象にもなっていない），次に紹介する超音波探傷検査でも，傷の深さなどを特定できない事態が生じている。

配管の経年劣化に対する対策はなされているとは言い難く，本件玄海２号機では特に，現に発見されたなった傷が生じていたことからすれば，他の個所における同様の問題が生じている可能性があり，債務者において，他の個所での同様の問題がないという立証はなされていない。したがって，玄海２号機の運転は許されない。

3　超音波探傷検査も傷の深さの特定ができない。

関西電力大飯３号機の原子炉容器出口管台溶接部の深い傷が発見されたが，その事例は，電力会社と政府による傷の管理がいかに杜撰であるかを示している。

大飯３号機は玄海３号機と同規模の原発である。２００８年の第１３回定期検査で原子炉出入口管台溶接部の応力を緩和する措置が予定されており、そのため事前の３月初めに当該部の渦流探傷試験（ＥＣＴ）を実施したところ、Ａループ出口管台の溶接部に傷を示す有意な信号があった（長さ約 10 ㎜）。そのため超音波探傷試験（ＵＴ）を実施したが傷の深さの特定ができなかった。

そこで、４月２２日より表面の研削を開始したが、約 3.6 ㎜研削しても傷は消えなかった。ここからさらに研削すると残りの板厚が、工事計画認可申請書に記載している板厚（70 ㎜）を下回ることから、傷部分の記載板厚を 70 ㎜から 64 ㎜に変更

した。そうしてさらに約 10.5 ㎜の深さまで研削したがそれでも傷は消えなかった。

さらに深く研削するため、工事計画認可申請書記載の板厚を、傷部分について 64 ㎜から 53 ㎜に変更し、政府の認可も受けた。こうしてさらに深さ約 20.3 ㎜まで研削したところようやく傷が消えた。念のためさらに約 0.7 ㎜追加研削した結果、研削深さは 21 ㎜となりその部分の板厚は 53.6 ㎜となった。つまり新たに２度目に記載し直して政府の認可を受けた板厚 53 ㎜まで 0.6 ㎜しかないという状態になった。

結局、傷の深さは 20.3 ㎜あったのだが、その深さが超音波探傷試験ではまったく特定できなかったのである。しかも、このような深い傷でも容認するよう、すでに提出して認可を受けていた板厚を、より薄くしてもよいように政府の認可を２度に渡って受け直している。このようなずさんな配管管理が政府公認のもとに行われているのである。これでは福島事故が起こるのも無理はないというべきであろう。